

商労文教委員会会議記録（第2号）

令和5年12月22日

福島県議会

## 1 日時

令和5年12月22日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 2時 5分 散会

## 2 場所

商労文教委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号添付）のとおり

## 4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	鈴木優樹
委員	誉田憲孝	委員	渡部英明
委員	鳥居作弥	委員	荒 秀一
委員	佐久間俊男	委員	佐藤政隆
委員	太田光秋	委員	神山悦子

## 5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

### 佐藤郁雄委員長

開議に先立ち、昨日の委員会において提出を求めた資料について手元に配付してあるため、確認願う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより商労文教委員会を開く。

これより企業局の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

このたび商労文教委員長に選任された佐藤郁雄である。微力ではあるが、執行部

職員、各委員の協力を得ながら円滑な委員会運営を通して実り多い議論を重ね、県政進展のために頑張っていきたいと思うため、よろしく願う。

次に、各委員の紹介を行う。鈴木副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上は自己紹介、その他の職員は次長より紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第6号のうち本委員会所管分外5件を一括議題とする。

直ちに、企業局長の説明を求める。

企業局長

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会企業局長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、企業総務課長の説明を求める。

企業総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

追加提案の企業4ページについては、会計年度任用職員に係る議案だが、該当人数と男女比が分かれば聞く。

企業総務課長

企業局に所属する会計年度任用職員について、企業局本局といわき事業所を合わせて4名で、うち2名が女性である。

神山悦子委員

どの所属でも会計年度任用職員の女性比率が多い。女性も男性も関係ないと思っているため、今後とも女性比率が少なくなるのが望ましいと意見だけ述べておく。

荒秀一委員

企業2ページの(3)資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填について聞く。企業局は当然健全経営を目指していると理解しているが、差引不足額は少しずつ改善されているのか、今回の不足額はその視点から見てどうなのか。

企業総務課長

企業の経済性が要求される公営企業では、年度の経営成績を正確に把握することが重要とされている。具体的には料金収入等により独立採算制の経営が求められているため、原価を適正に計算することで、その年度の収入を獲得するためにどの程度の費用を投下したかを把握する期間損益計算を行っている。つまり一般会計のように、将来返済義務のある借入金や料金収入を全て同じ歳入予算で計上してしまうと、企業活動に伴う利益が把握できなくなってしまうため、工業用水給水等の通常の業務によって発生すると見込まれる収入と、それに対応する費用を計上している予算が、企業1ページの収益的収支予算になる。

それに加えて、企業局では将来収益を生む施設、設備に投資している。当然その施設、設備を使って何年にもわたり収益を確保することになるが、その収益を上げる設備などの固定資産をどのような資金で調達したかを表すのが企業2ページの資本的収支予算となる。

委員指摘の不足額という言葉は赤字をイメージさせるものであるが、企業局の予算はいわゆる黒字、赤字を表す収益的収支予算と、将来収益を生む設備をどのような資金で調達したかを表す資本的収支予算の2本立てになっていることを前提に(3)について説明する。

(3)の差引不足額とは、将来収益を生むであろう施設、設備を整備するに当たってどの程度自己資金を充当したかを示すものであり、決して企業会計の経営活動に伴ってこの金額が不足、赤字になっているものではない。一般会計的に言えば、道路建設や学校建築などの投資的経費を執行する際においても、国庫補助金や地方債を100%充当しないときには一般財源を充当することになる。企業会計でも同様であり、施設整備に当たって自己資金をどれだけ充当したかが(3)の不足額とな

っている。今回、過年度分損益勘定留保資金を充当しているが、令和4年度までの決算で生み出された収益を工業用水道事業会計内に留保しておき、留保されている預金を施設整備に充当した金額が約11億1,700万円となっている。

荒秀一委員

我々も企業局の努力を理解しながらしっかり議論していきたい。今後もよろしく願う。

佐藤政隆委員

損益計算書において赤字になった場合の補填はどのように処理するのか。県の一般会計から繰り入れるのか、それとも赤字として繰り越すのか。

企業総務課長

現時点で工業用水道事業会計が赤字になっても、政策的な事業を目的としていない場合においては、一般会計からは補填していない。一般会計の歳入と歳出は必ずイコールになるが、企業会計は歳入と歳出がイコールにならない。収入が多ければ黒字になり、支出が多ければ赤字になる。その場合、収益的収支予算上は純損益として計上するが、その損失分は会計内に留保している現金預金で補填していくスキームになっている。

佐藤政隆委員

赤字分を留保資金で補填することになれば、いずれその資金が枯渇した場合は県から補填されるのか。

企業総務課長

令和5年度当初予算ベースで、工業用水道事業会計では約46億円の現金預金を持っている。赤字になった場合はそこから補填していくことになるが、現金預金が枯渇した場合でも、我々の経営努力によって再度黒字を生み出して、現金預金を留保する形で運営していく所存である。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問がある方は発言願う。

神山悦子委員

局長説明要旨 2 ページ、一番上の電気料金の高騰対策について聞く。

来年 1 月 1 日から水道料金を値上げすることだが、詳細を聞く。また、高効率型ポンプ設備の導入による電気使用料の節減に向けた検討の内容を聞く。

工業用水道課長

まず電気料金については、9 月定例会において議決され令和 6 年 1 月 1 日から電気料金高騰に伴う動力費分を上乗せするものである。

続いて、高効率型ポンプについて、最新のポンプは昔に比べて少ない電気料で稼働できるため、その導入を検討している。

神山悦子委員

電気料金はどの程度上がるのか。また、高効率型ポンプ設備については、いつ何台導入して幾らかかるなど、もう少しイメージできるよう説明願う。

工業用水道課長

まず、料金について、磐城工業用水は 1 m<sup>3</sup>当たり 13.2 円から 14.1 円、勿来工業用水（本勿来）は 4.8 円から 5.7 円、勿来工業用水（南台）は 8.7 円から 11.4 円、小名浜工業用水は 2.9 円から 3.8 円、相馬工業用水は上乗せなしとなっている。

続いて高効率型ポンプについては、現在検討中であるため着手時期など詳細はまだ決まっていない。

神山悦子委員

相馬工業用水はなぜ上乗せなしなのか、理由を聞く。

また、ポンプについて検討中なのは分かるが、順次取り替えるのか、一度に取り替えるのか、その検討も含めて未着手なのかもしれないが、もう少し分かるように説明願う。

工業用水道課長

まず、相馬工業用水の料金上乗せがなかった理由は、浄水場の標高が高く供給する企業の標高が低いため自然流下となり動力費の増加がなかったためである。

続いて高効率型ポンプについては、様々な事業があり一気に料金にはね返らないよう平準化も考えているため、この場で述べることは控える。

神山悦子委員

どの程度の値上げがあって今回の料金設定になったのか、理由も含めて聞く。

工業用水道課長

コロナ禍やウクライナ情勢に伴って、昨年電気料金が相当高騰した関係でいわき市内の3工業用水でも電気料金が大幅に増えることになり、補正予算を組んで充当した。今年度当初も電気料金が高騰したことから、料金の上乗せについて9月定例会に諮った。

企業総務課長

補足説明する。現行の料金は令和3年度に改定し、その後5年間は同じ料金で進めることになっていた。しかし、3年度に見直した際の動力費2億7,900万円に対し、4年度決算ベースで動力費は4億2,100万円となり約37%上がっている状況であった。5年度も11月までで約7,900万円上がっており、料金を算定する際に見込んでいた動力費よりも約1億9,000万円増額されているのが現状である。

神山悦子委員

資材高騰も含めて、これから補修や新たな設備導入に当たって大変なことになっていくと思う。どこでも値上げをしているため、割合は別にして、企業に対しても必要なものは求めてもよいのではないかと思う。意見として述べる。

荒秀一委員

先般、相馬工業用水道は災害対策として管路を複線化したとの説明があったが、市町村の水道局とも連携が必要と思っている。企業局と他市町村との連携については、どのように行っているのか。

工業用水道課長

相馬工業用水道に関しては、相馬企業団に維持管理と簡易的な修繕を委託している。また、いわき市の好間工業用水道に対しては技術的支援を行うこととしている。

荒秀一委員

当然、企業局だけでは全体の把握はできないと思っているが、工業用水を安定供給する上で、人的支援や財源的な連携はあるのか。

工業用水道課長

東北地方の工業用水道関係の団体があり、県内の自治体も入っているため、その中で情報共有をしている。なお、人的、財政的連携はしていない。

企業局長

工業用水と地域の連携には2つ重要なことがあるが、例えば今回、相馬市に新しく企業を誘致する案件がある。その企業は我々の工業用水を使うことになるため、地元の市町村と共に工場の円滑な操業に向けてしっかり連携していく。

もう1つは、災害時において送水管や供給施設が壊れないよう様々な情報を現地と共有するとともに、水道施設を維持管理するために必ず地元と連携して進めていきたいと思っており、実際そのような形で進めている。今後とも工業用水の安定供給のために、企業局の力だけでなく地元とも連携しながら進めていきたい。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって企業局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時38分 休憩)

(午前 11時40分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより商工労働部の審査に入る。

初めに、各委員及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

このたび商労文教委員長に選任された佐藤郁雄である。微力ではあるが、執行部職員、各委員の協力を得ながら円滑な委員会運営を通して実り多い議論を重ね、県政進展のために頑張っていきたいと思うため、よろしく願う。

次に、各委員の紹介を行う。鈴木副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

佐藤郁雄委員長



以上で、各委員の紹介を終わる。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(政策監・次長以上は自己紹介、その他の職員は政策監・次長より紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外10件を一括議題とする。

直ちに、商工労働部長の説明を求める。

商工労働部長

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会商工労働部長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、観光交流局長の説明を求める。

観光交流局長

(別紙「12月県議会定例会商労文教委員会観光交流局長説明要旨」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、商工総務課長の説明を求める。

商工総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

説明の途中だが、暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午後 0時 2分 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案の説明を行う。

直ちに、経営金融課長の説明を求める。

経営金融課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、産業振興課長の説明を求める。

産業振興課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、観光交流課長の説明を求める。

観光交流課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、県産品振興戦略課長の説明を求める。

県産品振興戦略課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、産業振興担当次長の説明を求める。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長(産業振興担当)

(別紙「議案説明資料」により説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

商27ページの工業の森について、なぜ増額になったのか理由を聞く。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長(産業振興担当)

工業の森・新白河A-1工区の造成工事において、造成を進めていく中で重機による掘削を進めていたが、非常に硬い岩盤に当たり重機では難しく、火薬を使用する必要が出てきたことに伴う増額が主な要因である。

神山悦子委員

次に商6ページ、3省エネ設備導入支援事業及び4被災中小企業等復旧支援事業の内容を聞く。

経営金融課長

省エネ設備導入支援事業6万3,000円の増額は、人件費の補正によるものである。

また、被災中小企業等復旧支援事業は、今年9月に発生した台風第13号に伴う豪雨災害により県内の中小企業・小規模事業者が被害を受けたため、施設設備の復旧に要する費用の一部を補助するものである。

神山悦子委員

中小企業等復旧支援事業の内容を対象事業所数も含めて聞く。

経営金融課長

浸水等の被害を受けた県内の中小企業・小規模事業者に対して、被害を受けた施設・設備の修繕・購入費等の経費を補助するものであり、補助率は中小企業2分の1、小規模事業者3分の2、補助上限額が200万円となっている。想定件数は中小企業が40件、小規模事業者が129件、合計で169件である。

神山悦子委員

大変な被害だったが、おおむね台風支援は網羅されると考えてよいか。

経営金融課長

事業者の被害状況調査によって169件と想定しているため、被害に対する支援としては十分網羅される内容であると考えている。

神山悦子委員

追加提案の商6ページ、原油価格・物価高騰等への対応について、省エネ設備導入支援事業及びLPガス料金高騰対策事業の内容を聞く。

経営金融課長

省エネ設備導入支援事業については、原油価格や物価が高止まりしている中、国の総合経済対策を受けて中小企業等への影響を緩和するため、省エネ効果が高い照明、空調、冷蔵庫等の機械設備の更新費用等の一部を補助し、中小企業のコスト削減の取組を支援するものである。

また、LPガス料金高騰対策事業については、今年度、国の経済対策に伴い6月補正でLPガスの支援を行っており、今年1～9月分までを対象として3,000円の値引きを実施してきた。今回、国の電気ガス料金への支援の延長を受けて、今年10

～来年4月分までの7か月分を支援することになり、1世帯当たり2,000円を値引きするものである。対象は事業者を含め55万7,000世帯である。

神山悦子委員

省エネ設備導入の対象について、これも同じく10月から4月と考えてよいか。

経営金融課長

省エネ設備導入支援事業については、今回の議決後に募集を開始する予定であり、対象は300者程度を想定している。

神山悦子委員

募集の終期はいつか。また、農林水産部の酪農支援でも同じような事業があるが、それは導入後に支払いがあるようで、それでは間に合わないと思っている。本事業も省エネ設備の導入後に支払われるのか。

経営金融課長

省エネ設備導入事業の実施時期については、議決後速やかに手続を進め、準備が出来次第募集を開始したい。事業期間は、予算の繰越し提案もしているため来年度までとしたい。随時、申請を受理し、交付を行い、事業者への支払いを進めていきたい。

神山悦子委員

なるべく役に立つよう迅速に願う。募集も直ちに行うのであれば、ぜひ周知徹底も願う。

L P ガスの事業も2,000円の補助1回限りであるが、同様に直ちに募集が始まると考えてよいか。

経営金融課長

L P ガスについても議決後直ちに募集の手続に入る。(一社)福島県L P ガス協会を通じてガス販売事業者から値引きしてもらい流れになっており、その調整期間と準備期間が必要となるが、速やかに進めていきたい。

荒秀一委員

当初提案の商6ページ、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業についてである。台風第13号によっていわき地区は非常に大きな被害を受けた。相双地域が以前台風で大きな被害に遭った際は、グループ補助金の適用があり非常に助けられた。今回の被害で地域からの要望は非常に強いと思うが、どうか。

経営金融課長

今回の台風第13号の被害に当たって、いわき市からもこの支援策について要望があった。

荒秀一委員

今の点については、先ほどの神山委員の答弁に尽きるかもしれないが、当然地元の被害状況に合わせた復旧支援策が必要となり、国庫を活用しながらになると思う。現時点において、既存のメニューで被災への十分な支援ができるのか、これを契機として地元の声や状況を踏まえつつ、グループ補助金の導入等も考慮しながら進めるのか。また、地元の声が今回の支援に反映されているのかも含めて聞く。

経営金融課長

今回の台風第13号は激甚災害には指定されなかったため、それが前提となるグループ補助金は立ち上がらなかった。事業者の被害状況を調査した結果を踏まえて、グループ補助金に代わるものとして、本事業を新たに予算計上した。また、併せて制度資金の対応もあるため、これらを組み合わせて支援を進めていきたい。

荒秀一委員

今回の被害は相当大きかったため、被災した商工業者に寄り添った政策をぜひ進めてほしい。

次に、追加提案の商6ページについて、省エネ設備導入支援事業は県内の商工業者から非常に使い勝手がよいと聞いている。今回も追加計上され安心している商工業者が多くいると思っており、本当に歓迎したい。前は希望した業者に対して予算が不足した状況が見られたが、今回は満たされるのか。

経営金融課長

今ほどの質問は今年度実施していた経営コスト削減支援事業の件かと思う。当該事業は昨年12月補正で予算化し今年度に繰り越して、中小企業のコスト削減対策として省エネ設備等の導入を支援してきたものであり、申請数が想定を上回り、今年の6月補正で追加予算を確保した。1回目で希望にかなわなかった事業者に対しては、6月補正の予算により対応したところである。

今回の省エネ設備導入支援事業については、国の経済対策による交付金を活用して、中小企業のほか医療法人や社会福祉法人、一般財団法人等も対象としており、より間口が広い事業になっている。

荒秀一委員

様々な対策をよろしく願う。

次に、追加提案の商13ページ、福島県観光需要創出支援事業について詳細を聞く。

観光交流課長

本事業は、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境に置かれている県内宿泊事業所及び関連事業者に対して、特に宿泊利用者数が落ち込む2月の資金調達を可能とする経営改善支援として、旅行需要の喚起による観光需要創出支援事業「来て。」割を実施するものである。支援内容としては、1泊8,000円以上の宿泊について3,000円の割引を行うもので、実施時期は令和6年2月を予定している。

荒秀一委員

何泊分を支援するのか。また、前は施設間の割り振りに偏りがあったと記憶しているが、今回はどのように割り振るのか。

観光交流課長

泊数については、30万人泊分を準備している。宿泊の割り振りについては、宿泊施設の実情や実績等に加え、旅行会社のツアーによる宿泊先としての宿泊施設も含まれるため、その部分も加味しながら県内の宿泊事業者の実情に応じた形で30万人泊分の宿泊割引を実施したい。

荒秀一委員

大変期待の持てる対策だと思っているが、一方で私の地元は地震により現在も宿泊施設自体の再建が始まっていない施設も多くあるため、地域事情がそれぞれ違うと思う。そこは大いに考慮しながら、この事業をしっかりと推進してほしいが、どうか。

観光交流課長

この支援策は、宿泊施設として営業していることが前提である。被災により再建中の宿泊施設については、関係する商工会議所や商工会等の話を聞きながら対応策を検討していきたい。

神山悦子委員

30万人泊の観光需要創出支援事業のについて、募集はいつから始まるのか。また、対象者に県民やインバウンド、団体客は含まれるのか。加えて、毎回あつという間

に売り切れてしまうため、周知方法についても聞く。

観光交流課長

募集については、議決後にインターネットによる募集、予約受付サイトの構築、広報、コールセンターなどを担う事業者を速やかに決定し、準備が整い次第告知をしていくため1月中旬を予想しているが、受託事業者と調整して周知していきたい。

対象については、団体、個人問わず県民もインバウンドも対象としている。

神山悦子委員

団体も入るのか。

観光交流課長

個人で宿泊施設に直接申し込む場合もあれば、旅行会社を通して申し込む場合もあるため、その意味では団体も含むということである。

神山悦子委員

コールセンターを設置するとのことだが、経費はどの程度か。また、そのコールセンターは同じ業者となるのか。

観光交流課長

金額については、おおむね10～15%程度の事務費が発生すると試算している。現在、事業者は募集中である。

神山悦子委員

この事業費の中に委託料も含まれていると理解した。

次に、追加提案の商9ページ下段の特別高圧電力利用事業者支援事業について、対象事業者数を聞く。また、特別高圧電力についても説明願う。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

特別高圧電力を契約している事業者は非常に大量の電気を集中的に利用している。特別高圧の契約をすると料金が安く済むメリットがある一方で、電気設備等の保守等も自社で行う必要があるため、その辺りの兼ね合いでどの契約をするのか分かれるところである。

本事業は今年の6月補正で事業化したもので、特別高圧を契約している中小企業者向けの支援事業である。東北電力からは本事業で対象とならない大企業やみなし大企業なども含めた総契約数の情報しか得られなかったため、対象事業者については想定で設定した。

当初は製造業や大規模商業施設に入っているテナント、発電事業者等を含めて500件程度の申請を見込んでいたが、実際に募集をかけてみると申請は41件だった。本事業は1～9月までの電気料金に対する補助であるが、1～6月分と7～9月分の2回に分けて募集している。商業施設に入っているテナントからは、額が小さいことや2回に分けて申請する手間を考え、2回目にまとめて一括申請したいとの声もある。そのため、今後はさらに件数が増えるものと想定している。

神山悦子委員

特別高圧は確かに国の支援対象外であるため、独自の支援が必要かもしれないが、低圧の契約をしている小規模事業者も本当に大変であり要望も届いている。なぜそれを対象にしないのか。国の制度で救われない事業者のことは県が分かっているわけで、小規模事業者もしっかり支援して企業が成り立つような目配りが必要と思う。支援の網からこぼれる事業者も対象に加えて支援しなければ、潰れる中小企業、小規模事業者がさらに増えてしまう。私は特別高圧だけでなく、幅広く支援対象にすべきと思うが、どうか。

再生可能エネルギー産業推進監兼次長（産業振興担当）

一般家庭に多い低圧の契約に加え高圧の契約については、国が直接支援しており、各電気事業者が割り引いて請求している。その割り引いた部分を国が直接電力会社に交付する形で進められている。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

鳥居作弥委員

障がい者雇用について聞く。一般質問で障がい者の雇用問題を取り上げた議員がおり、その中で61万人、2.7%増との数値が出た。国が定める法定雇用率2.3%に対して、現状の61万人はどのようなパーセンテージなのか。

雇用労政課長



法定雇用率について、民間事業所は2.3%とされている。それを達成している企業の割合は全国平均で48.3%となっており、約半分弱である。なお、本県における法定雇用率を達成している企業の割合は54.3%であり、全国平均より高いとはいえ半分という状況である。

鳥居作弥委員

さらに障がい者雇用に力を入れてほしいと思う。

障がい者を雇用する際、障がい者と企業が雇用契約を結ぶが、所定の労働時間など一般の健常者の契約と同じ点、違う点があれば聞く。

雇用労政課長

一般企業が障がい者を雇用する場合、当然ながら障がいを持っていない者と同じように法律の縛りがあるため、条件設定に違いはない。しかし、それぞれ障がいの程度や適性、能力などに合わせて、労働者と雇用主側での話し合いが行われ、必要な配慮事項や就業時間などの労働契約が結ばれていく形になっている。

鳥居作弥委員

本県は54.3%とのことだが、障がい者はそれぞれ個別の障がいを持っており、中には8時間労働が難しい障がい者も多々いる。本県の場合、何時間労働が一番多いのか、分かれば聞く。

雇用労政課長

障がい者の雇用状況については、福島労働局において民間企業や公務員などの公的機関の雇用状況も調査しているが、労働時間に関する調査は実施されていないため把握していない。

鳥居作弥委員

障がい者雇用は会社側も様々な準備が必要となる。7、8時間働ける障がい者も一定程度いるが、1日2、3時間しか働けない障がい者も多い。そのため、短時間しか働けない障がい者は、企業と雇用契約を結ぶテーブルになかなか乗れない状況が多々見られる。このような障がい者に対しても、雇用契約が結べるようなしっかりとした企業側の受皿が必要だと思う。法定雇用率をクリアすることも大事なことであるが、もう少し実情を精査し、就労意欲のある障がい者に対して、企業側がしっかりとした受皿になれるような指導をしてもらいたいですが、どうか。

雇用労政課長

就労に当たって、就職希望者がどの程度働けるのか分からなければ、企業側も二の足を踏んでしまう状況は確かにある。そのような状況を支援するため、県と国が社会福祉法人に委託して障害者就業・生活支援センターを県内6か所に設置している。そこでは、障がい者が就業するに当たって、適性や雇用条件等の就業面での支援を行うとともに、企業に対しては受け入れる際の条件整備の支援を行っており、障がい者が実際働きながら生活していくための支援を実施している。

また国においては障がい者のトライアル雇用として、実際にお試し雇用をすると助成金が出る制度をつくり、企業側が受け入れる際のハードルを低くする取組を実施している。引き続き、国や同センターと連携しながら対応していきたい。

鳥居作弥委員

様々な施策を講じながら、障がいの種別にかかわらず、働く意欲のある者を雇用できる受皿をしっかりとつくっていくことが大事であり、その間を取り持つのは行政の役割だと思っているため、さらなる強化を願う。

次に、観光について聞く。最近ではベトナムや台湾からの観光客が戻りつつあると聞くが、観光施策としてはアメリカやヨーロッパではなく、アジアを1つのターゲットとして捉えているのか。

観光交流課長

委員指摘のとおり、重点市場として台湾、タイ、ベトナム、オーストラリア、アメリカをターゲットにプロモーションと誘客活動を展開している。

鳥居作弥委員

アジアをターゲットにした際に、日本全国津々浦々ある中で本県の魅力、他県との差別化の部分で重点的に考えていることはあるか。

観光交流課長

本県の特徴は、この時期であれば冬の雪景色である。JR只見線の第一只見川橋梁にはタイ、台湾等から多くの観光客が来ている。また、これからのスキーシーズンにはオーストラリアからの誘客が多く見込め、今年は国内最大級のスキー場もオープンする。そのほか、春には桜、夏には桃を中心とした果物、秋は紅葉があり、本県は非常に四季に恵まれている。

また、隣の茨城県、栃木県にはインバウンドの集客が非常に強い施設もあるため、本県として近隣の県と連携した形で平成29年にはダイヤモンドルートを構築し、東

京からの近接性を十分発揮し展開している。

台湾と福島空港の定期チャーター便が来月16日から就航するが、近隣の空港も同じ航空会社が就航しているため、近隣の空港と結ぶ形で本県の魅力をしっかりと伝えるような誘客ができるのも本県の魅力であると感じている。

鳥居作弥委員

本県の魅力を特にアジア圏に伝えることは確かに観光にとって必要なことであるが、茨城県はフィルムコミッションを観光誘致につなげようと、県主導でフィルムコミッションを通じた地域の活性化、観光誘致を進めている。県内においても、いわき市や会津若松市を中心に、あくまで民間主導でフィルムコミッションを使った地域活性化と観光誘致を進めているが、フィルムコミッションを1つのコンテンツとして利用した観光誘致に対して、県はどのような考え方を持っているのか。

観光交流課長

フィルムコミッションの取組について、現時点では県内で取り組んでいるいわき市、会津若松市、福島市と連携する形で、外部から問合せがあった際には、内容に合った活動団体を紹介している。今後、県内の恵まれた自然景観をバックに撮影したいなどのリクエストがあれば、関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

鳥居作弥委員

フィルムコミッションは本当に難しいものである。ドラマや映画、CM、アニメなどの舞台となった場所を、観光誘致、地域活性化につなげる仕組みづくりが必要だと思うため、観光面からフィルムコミッションについても県庁内でしっかり議論しながら考えてほしい。要望である。

神山悦子委員

先ほど台風第13号は激甚災害に指定されなかったとの説明があったが、グループ補助金に関して、激甚災害に指定された場合とされなかった場合でどの程度の違いがあるのか。

商工総務課長

激甚災害の指定を受けるには、県内中小企業の所得の推定額に基づく基準額を被害額が超えている必要がある。今回の台風では局地的な被害であったため、県内全域を見渡すと基準額に至らなかった。その結果としてグループ補助金の対象とはならなかった。

経営金融課長

グループ補助金について、例えば令和4年の福島県沖地震では、中小企業者の補助率は4分の3である。

神山悦子委員

この指定については、我々も国に制度の改善を求めなければならないと思う。線状降水帯は非常に局地的であるが被害が甚大であるため、適用の仕方を変更する必要がある。いわき市長や南相馬市の担当者も要望していたが指定されなかった。今後同様の災害が起きない保証はないため、激甚災害指定によって住家被害も救えるような制度改善が必要だと思っている。

次に、大学卒業後に本県で働く者に対する奨学金返還支援制度について、現状と今後改善を考えていけばその辺りも聞く。

雇用労政課長

奨学金返還支援事業については平成28年度より福島県銀行協会の出捐を受け、県が出資し基金をつくった上で、県内企業への就職者に対して返還支援している。本事業は本県産業の将来を担う優秀な人材の確保という目的の下に始まっており、地域経済を牽引する成長産業や地域資源を生かした産業分野としてエネルギー関連産業や医療関連産業などに絞った形で実施してきた。その後、令和2年度には対象産業を広げ、製造業、卸売小売業、サービス業、観光産業の県内に本社を有する中小企業まで広げて実施している。

神山悦子委員

募集に対して現状どの程度の応募があるのか。また、対象は県外から来る者だけか、県内出身の学生も対象なのか。

雇用労政課長

対象者については出身地を限定していない。出身地はどこであっても県内企業に就職した者が対象である。

神山悦子委員

そこまで拡充したことはとてもありがたいが、適用される条件を聞く。

雇用労政課長

奨学金返還支援については、現役大学生及び既卒者を対象としている。現役大学生が卒業後すぐに就職する場合は5年間、既卒者で県外から県内へ移住し、県内企

業に就職した場合は3年間定住する条件で返還を支援している。

神山悦子委員

本事業を開始した当初は、利用が少なく予算が余っていたと思う。対象を広げ業種も増やしたが、さらに柔軟に運用すべきであり、県内に5年間定住は厳しい。3年間でもクリアするのは大変である。様々な形で県内定着を図るとの当初の目的に照らせば、来年度は業種や対象をさらに広げて予算を増やすべきと思う。若者の定着支援との意味では非常に歓迎されており、特にこれだけ厳しい経済状況の中で、少しでも若者が県内に就職するための支援となるよう要望する。

佐藤政隆委員

県産品振興戦略について聞く。県産品の製造は農林水産部がしっかりと進め、それを県産品振興戦略課が販売促進していく形になると思う。今回、ゆうやけベリーがようやく市場に出回る状況になってきたが、どのような戦略で販売していくのか。

県産品振興戦略課長

ゆうやけベリーの販売促進について、昨年度まではそれほど生産量がなかったこともあり、福島県観光物産館及び日本橋ふくしま館M I D E T T Eを中心に販売していたが、国内向けの販売促進は農林水産部の農産物流通課が担っている。

佐藤政隆委員

本県のブランド品種であるため、農林水産部と連携しながら、相乗効果で波及させることが一番大事である。よろしく願う。

神山悦子委員

本県には再生可能エネルギーを扱う企業が大分増えたと思う。その現状と併せて来年度以降の再エネや省エネ関連企業の戦略について聞く。

次世代産業課長

県内における再生可能エネルギー産業の集積戦略については、委員指摘のとおり震災以降、再生可能エネルギー先駆けの地として、様々な形で産業集積を進めてきている。現在もエネルギー・エージェンシーふくしまを中心に県内産業の伴走支援から一気通貫で様々な支援を行っている。

これまで様々な代理店契約やMOU（基本合意書）締結がなされ、令和4年度までで130件を超えており、県内において着実に成約件数が積み上がっている。今後とも新しいエネルギー産業を核に産業を成長させていくため、引き続きエネルギー・

エージェンシーふくしまを中心に、県内の新規参入も含めて支援していきたい。

佐藤郁雄委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって商工労働部の審査を終了する。

本日は、以上で委員会を終わる。

12月25日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 2時 5分 散会)